

令和 2 年度 事業計画（石川支部）（案）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>1. サービス水準の向上</p> <p>(1) お客様満足度の調査結果やお客様の声をもとに「お客様満足度向上・業務改善プロジェクト」会議等を通じて、具体的な改善策を検討・実施することにより加入者サービス水準の更なる向上に努める。</p> <p>(2) サービススタンダード対象の現金給付（傷病手当金等）については、申請受付から支給までの進捗状況を適切に管理して10営業日以内の支払いを遵守する。</p> <p>(3) 郵送申請書における記載不備減少に向け、申請方法や記入例等についてホームページやメールマガジン等広報媒体を活用して周知を行う。</p> <p>(4) 任意継続資格取得届の郵送受付を推進するため、申請が多い事業所に対し広報を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■ K P I 1. サービススタンダードの達成状況を【100%】とする 2. 現金給付等の申請に係る郵送化率を【95.0%以上】とする</p> </div> <p>2. 業務改革の推進に向けた取組</p> <p>・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理実現のため、担当部署内の業務手法・業務配分の見直しを行い、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p>3. 現金給付の適正化の推進</p> <p>(1) 不正の疑われる申請について重点的に審査を実施する。また、不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクト会議にて支給の可否を審議したうえで、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。</p> <p>(2) 傷病手当金と障害年金、休業補償給付等の併給調整については、日本年金機構からの情報提供等をもとに「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に基づく対象者リストの確認や、申請書の労災確認項目の内容をもとに「傷病手当金審査手順書」に基づく確認を行い、漏れなく処理を実施する。</p>

4. 効果的なレセプト点検の推進

- (1) 内容点検については行動計画に基づき、システムの活用や点検員のスキルアップにより点検効果額のさらなる向上を目指す。
- ・点検目的に応じて各システムを活用できるシステムスキルの習得
 - ・医学的観点を基にした点検スキルアップ
 - ・再審査請求結果を分析し重点情報の共有化
 - ・高額なレセプト（DPC）の重点的な点検
 - ・職員による進捗管理等のマネジメント強化
 - ・基金連絡会においての情報提供等による支払基金の原審査査定率の向上
- (2) 資格点検については、点検から債権調定までの進捗管理を徹底し、速やかに実施することで債権回収につなげる。
- (3) 外傷点検については、負傷原因届等未提出者に対する定期的な再照会と、提出後の進捗管理の徹底により効果額の向上を図る。

■ K P I 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について【対前年度以上】とする

5. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- (1) 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、適正受診を促す観点から、加入者に対する文書照会を行う。
- (2) 照会時に正しい利用等に関する制度についてのチラシを同封し、加入者等への周知を図る。
- (3) 部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）に対する審査強化のため、柔道整復審査会において効果的な施策を協議し、必要に応じて加入者及び施術者に対して照会等を行い適正受診の啓発を強化する。

■ K P I 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について【対前年度以下】とする

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意書の確認を確実にを行い、必要に応じて加入者及び施術者に対して照会等を実施し適正化を図る。

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- (1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、文書による一次催告及び保険証の回収不能届を活用した電話催告を行う。
また、催告文書未送達者に対しては事業主への電話照会により連絡先を聴取し確実な回収を図る。
なお残る保険証未回収者に対しては、一次催告後2週間以内に文書による二次催告を実施して保険証の回収を強化する。
- (2) 「保険証回収の徹底」及び「退職後における保険証使用の防止」を啓発するため、保険証未回収率が高く無資格返納金債権が多く発生する事業所を中心に、文書および電話による周知を実施して債権発生防止につなげる。
- (3) 債権回収計画に基づいた保険者間調整の積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- (4) 返納の意思表示のない債務者に対し、法的措置を実施する。

- | |
|---|
| <p>■ K P I</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を【96.9%以上】とする2. 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を【対前年度以上】とする3. 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を【対前年度以下】とする |
|---|

8. 限度額適用認定証の利用促進

- (1) 加入者および事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を行う。
- (2) 医療機関への訪問、チラシやポスターの配布、文書案内等において限度額適用認定証使用を推進し、既に申請書設置済の医療機関との更なる連携強化を行うとともに、限度額適用認定セット未設置の医療機関への働きかけを継続して実施し利用促進を図る。

- | |
|---|
| <p>■ K P I</p> <p>高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を【85.0%以上】とする</p> |
|---|

9. 被扶養者資格の再確認の徹底

- (1) 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- (2) 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- (3) 未送達事業所については日本年金機構との連携により未送達事業所所在地を調査のうえ再発送を実施する。
- (4) 社会保険労務士会への扶養者再確認業務についての協力を依頼し早期提出を促進する。

■ K P I 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を【92.0%以上】とする

10. オンライン資格確認の円滑な実施

- (1) 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進のための周知等を行う。
- (2) 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、導入している医療機関に対して、定期的な利用勧奨を行い利用率向上を図る。

■ K P I 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を【78.4%以上】とする

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>1. ビッグデータを活用した事業所向け健康・医療データの提供、調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康リテラシーの動機づけを目的とした事業所カルテの提供 (2) インセンティブ評価項目見える化レポートの提供 (3) 歯科医療費と医療費の相関性にかかる金沢大学との共同研究 (4) GIS を活用した健診経年未受診者の分析 (5) 市町別、業態別等による健康度及び健診等の実施率の分析 (6) 新規透析導入者に占める糖尿病性腎症の動態分析 <p>2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健診受診率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ■ 健診受診促進、事業者健診結果データ取得に向けた関係団体との連携を行う。 ①生活習慣病予防健診受診率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所、新規任意継続加入者への受診勧奨 ・新規健診機関との委託契約 ・事業所訪問による切替え勧奨 ・経年未受診者を対象に検診車を活用した集団健診の実施 ・石川労働局、石川県と連携した生活習慣病予防健診の受診促進 ②事業者健診データ取得による健診受診率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・石川労働局と連携したデータ取得の促進 ・外部委託業者によるデータ取得勧奨 ・健診結果データの早期提供事業の推進 ③被扶養者の健診受診率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体が主催する集団健診への受診勧奨 ・自治体と連携した支部独自の集団健診の拡大
----------------------	--

- K P I 1. 生活習慣病予防健診受診率を【58.0%以上】とする
- 2. 事業者健診データ取得率を【14.6%以上】とする
- 3. 被扶養者の特定健診受診率を【32.6%以上】とする

{参考値} ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:186,328人)

- ・生活習慣病予防健診 受診率 58.0%(受診見込者数:108,000人)
- ・事業者健診データ 取得率 14.6%(取得見込者数:27,200人)

○被扶養者(40歳以上)(受診対象者数:43,521人)

- ・特定健康診査 受診率 32.6%(受診見込者数:14,200人)

(2) 特定保健指導効果の拡大

- 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。
- 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。

① 特定保健指導の実施率の向上

i) 支部保健師等

- ・支部内研修及び検討会で継続率(実施率)を高めるための事例検討及び支援ツールの活用

ii) 委託機関、市町保健師等

- ・委託機関の昨年度実績に応じた支部保健師による個別訪問サポートの実施
- ・生活習慣病予防健診委託機関との新規委託契約
- ・集団健診会場にて支部保健師等が特定保健指導の利用勧奨(予約)を行い、市町及び健診委託機関の保健師等による特定保健指導の実施

② 特定保健指導実施者の翌年度健診結果の改善率の向上

- ・支部内研修会及び検討会でメタボ改善率の向上及びリバウンドを予防するための事例検討の実施

■ K P I 特定保健指導の実施率を【25.0%以上】とする

{参考値} ○被保険者（特定保健指導対象者数：27,175人）

・特定保健指導 実施率 25.8%（実施見込者数：7,000人）

（内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：3,800人）

アウトソーシング分 11.8%（実施見込者数：3,200人）

○被扶養者（特定保健指導対象見込者数：1,207人）

・特定保健指導 実施率 6.9%（実施見込者数：83人）

(3) 未治療者への重症化予防施策の推進

■ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。

■ 医療機関との連携による糖尿病の重症化予防に取り組む。

①未治療者の勧奨受診率の向上

・外部委託業者等による案内文書の送付及び電話勧奨の実施

②健康宣言事業所への簡易歯科検査による重症化予防

・健康宣言事業所を中心に、健康づくり支援の一環として検査機会の提供

・レセプトデータに基づき、陽性反応者、要受診勧奨者への再勧奨による受診率の向上

③糖尿病性腎症による重症化予防

・医療機関（糖尿病専門医等）と連携した、糖尿病性腎症（3～4期）で治療中かつ行動変容困難な者に対する生活改善サポートの実施

■ K P I 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を【12.9%以上】とする

{参考値} 未治療者に対する受診勧奨における一次勧奨実施予定人数：4,958人

(4) コラボヘルスの推進

①健康宣言事業所への活動支援

- ・運動習慣の定着に向けた健康出前講座の提供
- ・事業所カルテの提供による経年での健康度の見える化
- ・宣言事業所への継続的な取組事例紹介
- ・「かがやき通信」による健康経営関連情報の提供
- ・事業所担当者の事務効率化（共通様式の使用、窓口一本化）を考慮した石川県の健康宣言事業との連携

②健康宣言事業所への付加価値の創出

- ・経済産業省・石川県の認定・表彰制度の紹介、申請情報の提供
- ・認定・表彰制度への申請に向けた説明会の開催、申請書提出支援

③健康宣言事業所の拡大

- ・民間企業との連携による健康経営セミナーの開催
- ・外部委託による文書・電話勧奨
- ・各種広報媒体、事業所訪問によるエントリー勧奨

3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

(1) 広報を通じた健康増進意識の高揚、支部事業の理解促進

- ・個々の加入者に向けたインセンティブ制度の周知広報
- ・健康増進情報（お役立ち情報、イベント案内）の提供
- ・支部メールマガジン新規登録者数の拡大
- ・アクセス者の利便性を優先したホームページづくり

(2) 健康保険委員の委嘱拡大と活動強化

- ・新規適用事業所に対する委嘱勧奨
- ・外部委託による電話勧奨
- ・健康増進情報や支部分析情報を中心とした他の広報媒体との差別性を持った広報誌記事の掲載
- ・健康保険委員研修会の開催

- K P I 1. 広報活動における加入者理解率の平均について【対前年度以上】とする
2. 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を【66.3%以上】とする

4. ジェネリック医薬品をはじめとする医療費適正化の促進

(1) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 支部独自でのジェネリック医薬品切替案内
- ・ ジェネリック医薬品希望お薬手帳カバーの配布
- ・ 医療機関、薬局への訪問による使用促進協力依頼
- ・ 若年層向けお薬イベントの開催

(2) 適正受診の啓発

- ・ 多剤投与者に向けたかかりつけ薬局・薬剤師の普及啓発
- ・ 若年層向けリーフレットの配布

- K P I ジェネリック医薬品使用割合を【80.4%以上】とする

5. 地域の医療供給体制への働きかけや県民の健康増進に向けた意見発信・連携

(1) 医療計画推進協議会での意見発信

(2) 関係団体協議会等での意見発信

- ・ 自治体（石川県、市町）主催協議会、審議会における意見発信
- ・ 保険者協議会における意見発信及び共同事業の働きかけ

(3) 関係団体との共同事業の推進

- ・ 自治体（石川県、市町）との健康増進・医療費適正化事業の実施
- ・ 医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との医療費適正化事業の実施
- ・ 県内教育機関との共同研究、イベント開催

- | | |
|--|--|
| | <p>■ K P I</p> <ol style="list-style-type: none">1. 他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を【100%】とする2. 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する |
|--|--|

3. 組織・運営体制関係

1. 適切な組織運営

- (1) 週次での幹部ミーティングによる支部内ガバナンスの徹底
- (2) 月次進捗会議による組織目標達成に向けた進捗状況の管理

2. 人材育成の推進

- ・本部指定研修に支部独自研修を組み合わせた組織基盤の底上げ

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減

- (1) 参加業者数の増加に向けた十分な公告期間及び履行期間の確保
- (2) 競争性促進を考慮した契約内容及び調達方法の見直し
- (3) ペーパーレスの推進

■ K P I 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について【20.0%以下】とする

4. コンプライアンスの徹底

- ・職員研修等を通じた遵守の徹底

5. リスク管理

- (1) 訓練や研修を通じた大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への管理体制の強化
- (2) 個人情報保護や情報セキュリティ対策としての各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等についての点検実施